

福岡市介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度事業実施要綱

(通則)

第1条 この要綱は、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成12年5月1日老発第474号)別添2「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱(以下「国要綱」という。)」に基づき実施する「福岡市介護保険サービス利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度事業(以下「軽減事業」という。)」の実施について必要な事項を定めるとともに、軽減事業に対する助成事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、社会福祉法人の助成に関する条例(昭和39年条例第112号)及び福岡市補助金交付規則(昭和44年4月1日規則第35号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 介護保険サービス等の提供を行う社会福祉法人等が、軽減事業の対象者(以下「対象者」という。)に対し、その社会的な役割からサービスの利用における利用者負担金の軽減を実施した場合に、当該社会福祉法人等が負担した費用の一部を助成することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(軽減の申出)

第3条 利用者負担金の軽減を実施する社会福祉法人等(以下「軽減実施法人」という。)は、保険者たる福岡市長及び当該法人が介護保険サービス等を提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事に対してその旨の申出を行う。

2 前項の規定による福岡市長への申出は、社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書(別記様式第1号)によるものとする。

(軽減の対象者)

第4条 第2条に規定する対象者は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第7条第3項に規定する要介護者、同条第4項に規定する要支援者、又は福岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例(平成28年福岡市条例第54号)第6条第1項に規定する事業対象者である本市介護保険の被保険者等であって、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市町村民税世帯非課税者のうち別に定める生計困難者である者
- (2) 生活保護受給者

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者(ただし、ユニット型個室に入所している者を除く。)は対象者としなない。

(軽減の対象となるサービス及び費用)

第5条 軽減の対象となる費用は、次の各号に掲げるサービス(以下「軽減対象サービス」という。)に係る介護費負担金(介護保険サービス等に要した費用額から保険者が負担すべき金額(国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。)並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額とする。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者のうち、ユニット型個室に入所しているものについては居住費に係る利用者負担額のみ、生活保護受給者については個室の居住費(滞在費)に係る利用者負担額のみを対象とする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第7項に規定する通所介護
- (3) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (4) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護

- (6) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (7) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- (8) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (9) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (10) 法第8条第23項に規定する複合型サービス
- (11) 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス
- (12) 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (13) 法第8条の2法第8条第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (14) 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (15) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- (16) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、軽減対象サービスのうち次に掲げるサービスを利用する者のうち、法第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額介護予防サービス費（以下「高額（介護予防）サービス費」という。）の利用者負担段階が第2段階の者の介護費負担金については、軽減の対象としない。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（前項第4号に同じ）
- (2) 小規模多機能型居宅介護（前項第8号に同じ）
- (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（前項第9号に同じ）
- (4) 複合型サービス（前項第10号に同じ）
- (5) 介護福祉施設サービス（前項第11号に同じ）

3 第1項の規定にかかわらず、軽減対象サービスのうち次に掲げるサービスを利用する場合の食費・居住費（滞在費）については、法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費及び法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費（以下「特定入所者介護（予防）サービス費」という。）が支給されていない場合は、軽減の対象としない。

- (1) 短期入所生活介護（第1項第3号に同じ。）
- (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第1項第9号に同じ。）
- (3) 介護福祉施設サービス（第1項第11号に同じ。）
- (4) 介護予防短期入所生活介護（第1項第12号に同じ。）

（軽減の程度）

第6条 軽減の程度は、前条に規定する軽減の対象となる費用の4分の1（老齢福祉年金受給者等は2分の1）とする。ただし、生活保護受給者については個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額の全額とする。

2 第4条第1項第1号に規定する「市町村住民税世帯非課税者のうち別に定める生計困難者」に該当する者のうち、平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日、令和元年10月1日又は令和2年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止されたものであって、廃止時点において本軽減事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったものについては、前項の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費（滞在費）以外にかかる利用者負担額については4分の1（老齢福祉年金受給者等は2分の1）とし、居住費（滞在費）にかかる利用者負担額については全額とする。

（適用関係）

第7条 高額介護（予防）サービス費並びに法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額医療合算介護（予防）サービス費」という。）との適用関係については、本要綱に基づく軽減の適用をまず行い、軽減後の利用者負担額に着目して高額介護（予防）サービス費並びに高額医療合算介護（予防）サービス費の支

給を行うものとする。

- 2 福岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則（平成 28 年福岡市規則第 166 号）第 4 条第 1 項に規定する高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業との適用関係については、前項に基づく支給を行った後の利用者負担額に、本要綱に基づく軽減の適用後の総合事業に係る利用者負担額を合計したものに着目して、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給を行うものとする。
- 3 特定入所者介護（予防）サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費（予防）の支給後の利用者負担額について、本要綱に基づく軽減の適用を行うものとする。

（対象者の申請及び確認）

第 8 条 第 2 条に規定する対象者として本要綱に定める利用者負担額の軽減を受けようとする者は、区長に申請を行い、確認を受けなければならない。

（確認証）

- 第 9 条 区長は、前条の規定により確認した対象者に、別に定める社会福祉法人利用者負担軽減確認証（以下「確認証」という。）を交付するものとする。
- 2 対象者は、軽減対象サービスを利用するときは、軽減実施法人が軽減対象サービスを提供する事業所又はその従事者に確認証を提示するものとする。
 - 3 前項の規定により確認証の提示を受けた軽減実施法人は、確認証の内容に基づき利用者負担額の軽減を行うものとする。

（届出等）

- 第 10 条 対象者又は対象者の属する世帯の世帯主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、すみやかにその旨を届け出なければならない。
- （1）対象者が第 4 条の規定に該当しなくなったとき。
 - （2）対象者が本市に住所を有しなくなったとき。
 - （3）対象者が氏名又は住所を変更したとき。
 - （4）確認証を紛失、又は焼失したとき。
 - （5）確認証をき損したとき。
- 2 対象者又は対象者の属する世帯の世帯主は、前項第 1 号又は第 2 号に該当することとなった場合には、すみやかに確認証を区長に返還しなければならない。

（確認証の再交付）

第 11 条 確認証の再交付を受けようとする場合は、区長に再交付を申請しなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第 12 条 この要綱による軽減を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補助対象者）

第 13 条 この要綱に基づき補助金交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、軽減実施法人のうち本市の対象者に軽減を行った法人で、本市の市税に係る徴収金に滞納がない者とする。なお、補助金の交付については、補助事業者のなかから公募により行うものとする。

（補助事業）

第 14 条 この要綱に基づき補助金の交付の対象となる事業は、第 1 条に規定する軽減事業とする。

（補助金の額）

- 第 15 条 補助事業者に対する補助額は、次のとおり算定した額を上限とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。
- （1）補助事業者が利用者負担金を軽減した総額から、当該法人が本来受領すべき利用者負担収入（軽

減対象サービスに関するものに限る。)に1%を乗じて得た額を控除して得た額の2分の1の額。

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスに係る利用者負担金を軽減する補助事業者については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について全額。

2 補助額の算定については、事業所(施設)を単位とする。

3 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能であることを申し出た社会福祉法人等については、第1項に規定する補助金の交付を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、補助金の交付以外の実施方法は、第3条から第9条のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第16条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に対しその定める期日までに、補助金交付申請書(別記様式第2号)及びその他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(交付の決定)

第17条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第18条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助金の交付決定通知後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに補助金交付変更申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容又は事業計画の変更により、補助金額が増額する場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

(補助金の変更決定)

第19条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を精査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の変更交付を決定し、事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第5号)により、補助事業者に通ずるものとする。

(暴力団の排除)

第20条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第6条に基づき、本条に規定する排除措置を講ずるものとする。

2 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助事業者に対し補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報提出を求めることができる。

(実績報告書の提出)

第21条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、事業が完了したときは、事業実績報告書(別記様式第6号)に、実績が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 22 条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものか審査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書（別記様式第 7 号）により、実績報告者に通知するものとする。

(補助金の交付の時期)

第 23 条 補助金の交付の時期は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

(規定外の事項)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。また、国要綱の改正又は廃止が行われたときは、この要綱の改正及び継続についても検討するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (保福第 5 2 3 号, 保健福祉局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (保福第 2 1 号, 保健福祉局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (保福第 92 号, 保健福祉局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (保福第 38 号, 保健福祉局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (保介第 1066 号, 保健福祉局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (保介第 791 号, 保健福祉局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (保介第 550 号, 保健福祉局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (福介第 669 号, 福祉局長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁日から施行し、令和 5 年 3 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の福岡市介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度事業実施要綱の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則 (福介第 714 号, 福祉局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別記
様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第1号

社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書

(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

所在地

申請者 法人名

代表者

社会福祉法人等による利用者負担の軽減を下記のとおり実施するので申し出ます。

申請者	フリガナ 名 称				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 —)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	代表者の職・氏名	職 名		フリガナ 氏 名	
軽減の開始時期		年 月 日			
軽減を実施する事業所	事業所の名称	所在地		実施事業の種類 事業所番号	

※ 介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護の事業所番号については、それぞれ訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の事業所番号と同番号を記入してください。

補助金交付申請書

年 月 日

福岡市長 様

所在地
名 称
代表者

福岡市介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度に対する助成を受けたいので、同事業実施要綱及び福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、申請人は本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金の交付要件である「市税に係る徴収金に滞納がないこと」及び「暴力団の関係者でないこと」の確認にあたり、税務担当課及び福岡県警への照会確認に使用することに同意します。

記

1 交付を受けようとする補助事業名	福岡市介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度に対する助成事業
2 補助事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日
3 交付を受けようとする補助金の額	円
4 申請者の営む主な事業	☐ 訪問介護 ☐ 通所介護 ☐ （介護予防）短期入所生活介護 ☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ☐ 夜間対応型訪問介護 ☐ 地域密着型通所介護 ☐ （介護予防）認知症対応型通所介護 ☐ （介護予防）小規模多機能型居宅介護 ☐ 複合型サービス ☐ 介護福祉施設サービス ☐ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ☐ 第 1 号訪問事業 ☐ 第 1 号通所事業
5 補助事業の目的及び内容	別紙のとおり
6 補助事業の執行に関する収支計画及び事業計画	別紙のとおり

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長
(局 部 課)

年 月 日付で申請のあった、福岡市介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度に対する助成事業補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度に対する助成事業
- 2 補助金交付決定金額 円
- 3 補助金交付予定時期 事業完了後

※最終的な補助金交付金額は、事業実績額に基づき、予算額の範囲内で確定します。
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から14日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

補助金交付変更申請書

第 号
年 月 日

福岡市長 様

所在地
名 称
代表者

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、変更の交付決定を受けたいので、関係書類を添えて下記の通り申請します。

記

- 1 補助事業名

介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度に対する助成事業
- 2 補助金交付変更申請額

(1) 交付変更申請額

円

(2) 既交付決定額

円

(3) 変更増減額

円
- 3 変更理由
- 4 補助事業の執行に関する収支計画及び事業計画

事業補助金交付変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長
(局 部 課)

年 月 日付をもって変更申請のあった補助金について、下記のとおり変更
交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名

福岡市介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人
等による軽減制度に対する助成事業
- 2 補助金内示金額

(1) 変更交付内示額

円

(2) 既交付決定額

円

(3) 変更増減額

円

事業実績報告書

第 号
年 月 日

福岡市長 様

所在地
名 称
代表者

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

福岡市介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度に対する
助成事業

2 補助事業の実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 補助事業の実施状況

ア 補助事業経費収支計算書 別添
イ 補助事業の経過又は成果を証する書類等 別添

4 補助金の交付決定額と精算額

補助金の交付決定額 円

(補助金の既交付額) 円

補助金の精算額 円

事業補助金確定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡市長
(局 部 課)

年 月 日付事業実績報告書により 年度福岡市介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度に対する助成事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 福岡市介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度に対する助成事業
- 2 補助確定金額
- 円
- 3 補助条件
- 福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。